

忍野村公告第 9 号

忍野村防災行政無線施設更新工事について、事後審査型条件付一般競争入札により行うので、入札参加資格等について、地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 5 日

忍野村長 大 森 彦 一

工事名	忍野村防災行政無線施設更新工事	
工事場所	忍野村地内	
入札番号	08170 号	
工事概要	工事内容	【固定系】親局 1 局、再送信子局 1 局、屋外子局 12 局、個別受信機 2,400 台 【移動系】基地局 1 局、移動局 20 局 (※これら更新に付随する J-AREAT 受信機等も含む) ※詳細は設計図書、仕様書等で確認すること。
	予定工期	議決を得た日(契約締結日)の翌日から令和 10 年 2 月 29 日
	予定価格	事後公表
参加資格要件	選定基準	・本村の入札参加有資格者名簿に本公告日時点で業種「電気通信業者」で登録されている者とする ・特記仕様書「第 3 章、第 3、受注者の資格要件」を満たす者
日程	設計図書等配布	設計図書、各種様式は、電子媒体(CD-R)等により配布 ※総務課窓口での配布又はメール等の請求により配布 令和 8 年 8 月 5 日(月)から令和 8 年 8 月 28 日(金)まで
	質問提出期限	令和 8 年 8 月 26 日(水) 17:00 まで
	質問回答期限	令和 8 年 8 月 28 日(金) 17:00 まで
	入札・開札日	令和 8 年 9 月 1 日(火) 10:00 会場：忍野村役場 2 階会議室
その他の確認事項	入札方法	今回の入札においては、予定価格を事後公表にて行います。 事後公表とすることにより、初回の入札で落札者が決定しなかった場合、その場で 2 回目・3 回目まで入札を行います。その際の手順は別紙のとおりとなりますのでご確認ください。 入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額 <u>(消費税抜きの金額)</u> を入札書に記載すること。 なお、落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分

		の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
内訳書の提出		(1)入札時又は入札後に内訳書の提出を求める。 (2)内訳書は、申請時に求める範囲を明示すること。 (3)内訳書は原則として返却しない。
入札の無効		この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札時において「入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
落札者の決定方法		忍野村財務規則（昭和 48 年規則第 1 号）第 179 条第 1 項の規定により定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
契約の締結について		この工事の契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び忍野村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定により議会の可決後、落札者と本契約を行う。
		(1)近接工事：なし 上記の工事を施工中（入札参加資格申請締切日までに完成引渡済の場合を除く。）の者又は落札した者は、この入札に参加することはできない。 (2)最低制限価格：あり (3)前払金：あり (4)中間前払金：あり（部分払いを選択時はなし） (5)部分払い：あり（中間前払いを選択時はなし） (6)入札保証金：免除 (7)契約保証金（契約金額の 10/100）納付。ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 (8)入札参加を行った者は、「入札参加資格」、「その他確認事項」の要件を満たす者であることを誓約したものとみなす。 (9)談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定 入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。 (10)この入札には、本公告日を基準として過去 3 年間に公共工事

		において損害賠償請求を地方公共団体から受けたことがあるなど、地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者は参加できない。 (11)この公告に係る契約は、「忍野村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例」(昭和 39 年 4 月 1 日条例第 5 号)に基づき、忍野村議会において議決に付する必要がある契約であるため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。
	地域要件	施工にあたっては、下請け契約及び工事資材の調達を行う場合には、村内業者の積極的な活用について、特段の配慮を願いたい。
入札に関する問い合わせ先	忍野村役場 総務課 契約担当 大森・渡辺 〒401-0592 南都留郡忍野村忍草 1514 番地 電話 0555-84-3111 内線 210 229 メール zaisei@vill.oshino.lg.jp	